

ID: 3012

担当部署: 都市建設課

処分の概要	宅地以外の土地を管理する者の承認(第10条第3項、第17条、第39条第2項、第51条の5及び第51条の10第2項において準用する場合を含み、道路法第8条第1項に規定する市町村道の用に供する国有財産又は河川法第100条第1項に規定する準用河川の用に供する国有財産で国土交通大臣の所管に属するものに係るものに限る。)		
法令名 根拠条項	土地区画整理法 第7条		
法令番号	昭和29年法律第119号		
【基準】 法第7条の規定による。 (宅地以外の土地を管理する者の承認) 第7条 第4条第1項の事業計画を定めようとする者は、宅地以外の土地を施行地区に編入する場合においては、当該土地を管理する者の承認を得なければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日